

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年10月10日(火) 午後1時30分
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員12名+推進委員2名)

農業委員(12名)

会長 安部英輔、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、4番 吉崎康正、
5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、8番 高崎雅俊、
9番 水上昭和、10番 山本 隆、11番 占部 博、13番 阿部 進

推進委員(2名)

9番 奥水英治、10番 神谷正幸

4 欠席委員(2名)

会長代理 安河内龍一、12番 遠藤讓一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第12号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第13号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次
係長 佐野 史晃
主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 　ただ今から、令和 5 年度 第 7 回農業委員会を開会いたします。本日の委員 14 名中 12 名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第 1 の、議事録署名委員の指名を行います。7 番 春田委員、8 番 高崎委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第 2 審議案件に入ります。

　まず、議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 　1 ページ議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、2 ページ農地法第 3 条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

事件番号 1 番 説明

議 長 　事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 　別に問題ありません。

議 長 　事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 　なし

議 長 　ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号 1 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番について許可と決定いたします。

議 長 　続きまして、事件番号 2 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 　続きまして、事件番号 2 番 説明

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 別にありません。非常に熱心でありますが、他地区の方なので地元の協力をお願いします。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし

議 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号3番 説明

議 長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 問題ありません。面積が大きくなりますが非常に熱心です。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 自作面積が9反で、今回の申請面積が1町ですが合いますか。

係 長 今回。解約の報告はまだしておりませんが、利用権の解約はできるようになっています。その面積が重複しております。

議 長 私から補足の意見を述べます。本件の譲渡し人の申請理由は経営規模縮小となっておりますが、実態は離農によるもので、そのため、今回新たに

耕作されることとなりました。

議 長 他にありませんか。ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。

議 長 続きまして、事件番号4番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号4番 説明

議 長 事件番号4番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 何も補足はありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 贈与ですが、ご親戚関係かなにかですか。

委 員 兄弟です。

議 長 他にありませんか。ないようですので採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号4番について許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 15ページ議案第23号 農用地利用集積計画の決定につきまして、16ページをご覧ください。こちらは機構への所有権移転です。
次に、17ページをお願いします。こちらも機構への所有権移転です。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 よろしいですか。無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議 長 次に、議案第21号、宮若市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

説明

議 長 次に日程第3、報告事項でございます。報告第12号、農地法第18条第6項の合意解約について、次に報告第13号、非農地証明願の届出について、事務局より説明をお願いします。

20ページ、報告第12号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、21ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

1番 2番 報告

続きまして、22ページ報告第13号 非農地証明願届出につきまして、23ページをご覧ください。非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

報告

議 長 ただ今の事務局からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

委 員 非農地の田んぼについて記述がありますが、今度から相続の法律が変わってきている。義務化の流れ。相続してからいつ以内に登記しなければならないのか、わかりますか。

係 長 いつ以内という期限につきましては、把握はしておりませんが、令和6年度より所有者不明の農地を解消するため、相続した方は一定期間の間

に登記することと法改正され来年から施行されます。

- 委員 念入りに制度の周知をお願いします。荒れた農地を放置して山林化させることのないようお願いします。
- 委員 遊休農地パトロールで調査し遊休農地と判断された農地については、それらを2つに分けたらどうか。再生可能か再生不可能か。そして、不可能な農地については速やかに非農地の判断をしていくべきでは。
- 係長 それぞれのケースがありますが、なるべく早く非農地の対応を行いたいと思います。
- 議長 他によろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。